

第115回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成29年10月26日（木）10:10～11:20

2 場 所 中央合同庁舎第2号館 7階 省議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、川崎 茂、清原 慶子、白波瀬 佐和子、関根 敏隆、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官付参事官付統計企画調整室長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房審議官（調査統計グループ長）、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

奥野総務副大臣、若生総務審議官、横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、肥後次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、阪本統計企画管理官

4 議 事

- （1）諮問第106号「薬事工業生産動態統計調査の変更について」
- （2）諮問第107号「法人土地・建物基本調査の変更について」
- （3）諮問第108号「住宅土地統計調査に係る匿名データの作成について」
- （4）統計委員会専門委員の発令等について
- （5）部会報告（国民経済計算体系的整備部会から基本計画（GDPの基礎統計整備関係）の審議状況報告）
- （6）その他

5 議事録

○西村委員長 それでは、ほぼ時間となりましたので、ただ今から、第115回統計委員会を開催いたします。本日は、河井委員、嶋崎委員、西郷委員が御欠席です。

本日は、奥野信亮総務副大臣と、若生総務審議官に御出席いただいております。本日は、第6期統計委員会として実質的に最初の委員会ですので、開催に当たりまして、奥野総務副大臣から御挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○**奥野総務副大臣** ありがとうございます。第6期の統計委員会がスタートしました。是非、皆様方の御活躍を期待しているところであります。

そして、経済諮問会議で改革をしろというのが麻生財務大臣から出たのだそうですね。私は非常にいいことだと思いますし、GDPの精度向上の問題提起に端を発したと私は聞いていますけれども、今年5月の統計改革推進会議が示した改革方針である最終取りまとめの提言に至ったわけでありまして。第6期の統計委員会には、本年末にこの改革方針を具体化するための公的統計の基本計画の答申をまとめていただくことになっているわけでありまして。皆様方の御活躍を私どもも期待しているところであります。

今申し上げているとおり、やはり何らか前へ進めていく改革をしないと、皆様方の活躍も成果が出ないということになってしまいますから、そして、やはりせっかく皆様方に時間をいただいて、それで皆様方の知恵を出していただくわけですから、皆様方の考えがしっかり反映していただけるようにしていただきたいと思っております。

これからも、もしチャンスがあったら、皆様方とも、私も、大臣も対話する心構えを持って臨みたいと思っておりますので、これからも是非御協力をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○**西村委員長** ありがとうございます。本日の委員会の開催前に、野田総務大臣、奥野総務副大臣と懇談する機会を作っていただきましたが、本当に今後もこういう場をいろいろと作っていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

奥野総務副大臣と若生総務審議官は他の公務のために御退席されます。本日は御出席いただき、どうもありがとうございました。

(奥野総務副大臣・若生総務審議官 退席)

○**西村委員長** それでは、次に、人事異動に伴い、御出席いただく方に変更がございますので、一言御挨拶いただければと思っております。

経済産業省、渡邊大臣官房審議官調査統計グループ長、お願いいたします。

○**渡邊経済産業省大臣官房審議官調査統計グループ長** 今月12日付で新たに着任しました渡邊です。どうぞよろしくお願いいたします。

○**西村委員長** それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に紹介してください。

○**山澤総務省統計委員会担当室長** では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。本日は諮問が3件あります。薬事工業生産動態統計調査の変更についての諮問が資料1-1、1-2、法人土地・建物基本調査の変更についての諮問が資料2-1、2-2、住宅・土地統計調査の匿名データ作成についての諮問が資料3です。これらの審議をするための専門委員の任命に関する資料が4-1、4-2です。次の議事の国民経済計算体系的整備部会の部会報告が資料5-1、5-2、5-3です。

なお、前回の委員会で指名されました各部会の構成員名簿を参考資料に付けております。私からの説明は以上です。

○**西村委員長** それでは、次の議事に移ります。諮問第106号「薬事工業生産動態統計調査の変更について」につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、御説明いたします。資料は1-1と1-2になります。1-2の諮問文にありますとおり、今般、厚生労働大臣から薬事工業生産動態統計調査の変更について申請がございました。そこで、この申請に対して承認の適宜を判断するに当たりまして、統計委員会の皆様の御意見をお聞きするものでございます。具体的な説明につきましては、資料1-1、諮問の概要で行いますので、よろしくお願いいたします。

なお、なるべくコンパクトに説明しようと準備はしたのですが、変更事項が多く、説明時間、10分少し要してしまいます。あらかじめお許しいただければ幸いです。

それではスライドの1、現行の調査計画からでございます。本調査は、目的にもありますとおり、薬事に関する工業生産ということで、医薬品や医療機器などの生産状況などを毎月把握するものです。実施部局は統計部局ではなくて、政策部局の医政局、調査対象は1万2000弱ということで、医薬品などの製造販売に係る本社、それから医薬品など製造現場である工場、この両方を対象にした全数調査として行われています。調査の周期は毎月、公表時期は、月報については、調査月の翌々月末というのが計画上の取り扱いなのですが、実際には経常的に公表の遅れが発生していて、その改善もかねてから課題になっております。

調査系統は2つに分かれています。本社に対しては厚生労働省が直轄で、工場については都道府県経由の調査員調査ということで行われています。調査事項ですが、生産動態統計調査ですので、枠書きの一番下にありますとおり、基本的には品目ごとの生産、出荷などの数量や金額を把握するものになっているのですが、医薬品については第一号様式の総括表により、合計金額の記入のほかに従業者数の把握もなされています。

以上が本調査の概要になります。

おめぐりいただきまして、では、この調査結果がどのように使われているかということで、スライドの2を準備しております。大きくは3つに区分しております。まず月々の活用として鉱工業指数に使われているということ。また、周期性はあるのですが、次の項目として、医薬品や医療機器の中長期計画であるビジョンの進捗状況の把握、あるいは策定に使われているとのこと。それから3つ目の区分として、民間セクターでの利用も掲げております。

それでは、今回どのような変更が予定されているかということで話を進めてまいります。今回の変更を一言で申し上げるなら、調査を効率的に実施するために対象、方法、調査事項を見直して、従前とほぼ同様の情報をより早く提供できるようにするための変更ということが言えるかと思えます。

まず変更の1ということで、調査対象の変更になります。誰を対象に行うか、誰に報告を求めるかというところですが、実質的には、今回一番大きな変更点かと思えます。変更内容としてはスライドの2行目に○ということで記載しておりますが、本社、具体的には製造販売の許可を有する事業者の本社に一元化するというものです。したがって、生産現場である工場からの報告は取りやめることになります。資料の下に表形式で載せておりますが、この調査、生産状況を毎月把握する調査でございますので、現場である工場で聞

くということを基本にしつつも、委託生産されたものについての、いわば納品後の出荷・在庫の状況、あるいは輸入といった、工場では書けないものについては本社に聞くという分担で行われております。

それを、今回の変更案では、本社に対して一元的に報告を求めて調査の効率化を図ろうということにしているのですが、今回の変更は、医薬品等に関しての生産、流通の流れを踏まえて計画されています。

これを具体的にイメージしていただくために、次にスライドの4番の図表を準備いたしました。左側が現行、右側が変更後になります。変更の前後で生産、流通の流れ自体が変わるわけではございませんので、左右とも流れ図としては同じです。医薬品等につきましては、その安全性の確保という要請から、製造販売の許可を受けた事業者の本社において出荷の可否を判定した後に出荷が許される。ですから、生産や出荷、輸出入の状況については、本社で一元的に情報が管理、把握できるということ。このようなことから、左側の図表にありますとおり、現在は工場と本社から回答を求めているのですが、変更後は、右側のように本社に集中的にまとめて聞こうというものでございます。

以上が変更の1つ目でございます。続きまして、調査票の構成の変更ということで、スライドの5になります。この部分は2点ございます。まず、医薬品についてだけ設けられていた総括表である第一号様式をやめるというものです。第一号様式、何を聞いていたかという、2つのことだけを聞いております。資料にも記載しておりますが、従業者数、それから生産、出荷、在庫の合計額と、この2つを聞いているのですが、従業者数につきましては、毎月経常的に把握する必要性が乏しくなってきたということで、取りやめる。また、生産等の合計額については、別様式で品目別に詳細な報告がなされております。その積み上げになりますので、あえて御負担をかけて合計額を書いていただく必要もないということで、取りやめる。つまり、利用ニーズと報告負担の両面から、一号様式を取りやめることになっています。

調査票の構成の変更、2つ目は下に②で記載しております。現在、第四号様式から第六号様式で行われているものの構成の変更です。調査事項の基本を変えるものではないのですが、調査票ごとに記入の対象となる品目群、これを法律に添って再整理するものでございます。

以上が調査票の構成の変更でございました。

次のスライド6を御覧ください。調査事項の変更に移ってまいります。今回の変更では、分類区分欄や各種コードの再編など、細かなところまで変更が予定されているのですが、お手元の資料では主なものとして、調査事項の変更では4点、調査実施上の定義については2点挙げておきました。ただ、技術的な側面も多くございますので、この場では②、⑥について絞って説明させていただければと思います。

まず、②の単価でございます。この調査、生産動態ということで、数量と金額について報告を求める、このスタンスは変わりません。ただ、報告者によっては、金額で直接書くよりも単価の方が楽という事業者さんがいらっしゃるということ。そこで、単価と数量を書けば、自動計算で金額が出る、そのような調査票の設計にされるということです。ですから、

今までどおり数量と金額を直接書くという選択も可、また単価と数量で書くことも可というような形で調査票を設計されるということですので、調査事項の追加と申しますよりも、記入の補助項目の追加と御認識いただければ結構かと思えます。

それから、⑥になります。こちらは、現在把握している輸出の範囲の変更になります。調査事項の変更というのも、調査上の定義の問題でございます。本調査では、現在、製薬会社などが直接輸出の手続をとるもの、これに限って輸出として把握をしております。一方、国内の商業部門を経由して海外に出ていくもの、いわゆる間接輸出につきましては含まれていない。これらは国内出荷扱いにされているとのこと。これを今回、間接輸出も含めて、国境の外に出たものは全て輸出としてカウントする。輸出の実態をできるだけ正確に捉えようという変更になっております。

以上が調査事項の変更についてです。あと、スライドは2枚でございます。

変更の4、調査方法の変更ですが、こちらは4点。まず、今回の変更で調査対象が本省直轄の本社のみを集約されますので、結果といたしまして、工場について調査をしていた地方公共団体、それから統計調査員の御負担がなくなります。その上で、原則、オンライン化を推進しつつ、民間委託の範囲拡大によって実施部局における限られた人的リソースの有効活用ということを考えていらっしゃいます。

それから、④で記載しておりますのは、今年度前半に行われた例の統計精度検証の関係です。本調査については、最終製品の生産がなければ報告不要という扱いが現在なされています。その結果としまして、回答が得られなかっただけなのか、本当に生産がなかったのか、判決が難しいのではないかという指摘もなされていたところ。そこで、今回の変更では、生産の有無にかかわらず回答を求める扱いにするところです。

最後のスライドになりますが、集計・公表の部分です。図を見ていただいた方が分かりやすいかと思えますが、現状の計画では、調査月の翌月の10日が提出期限になっていて、公表は翌々月末になります。2か月後の部分の小さい丸を付しております、そこが計画上の本来の公表時期になります。これを、今回、下半分にありませとおり、翌月15日までを提出期限として、公表はそこから起算して60日以内にするものです。

ですから、形の上では月報の公表タイミングは2週間程度繰り下がることになるのですが、現状は上半分の右端にありますとおり、公表が遅れているという状況がございます。そこで、今回の変更による調査の効率化を踏まえて、新しい実施計画のもと、公表の早期化、適正化に努力されていくということでございます。

なお、今回の調査事項等の整理も踏まえて、表章の変更も予定されているのですが、本調査に基づく統計につきましては、未諮問基幹統計としての審議も予定されていたものです。ですので、この機会に利活用の状況、必要とされる統計の状況についても、改めて確認をしておきたいと考えております。

長くなり、申し訳ございません。以上が諮問の概要でございます。よろしくお願いたします。

○西村委員長 ありがとうございます。本件は産業統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくこととしますが、ここで特段の御質問、あるいは御意見等はございますか。

どうぞ。

○白波瀬委員 すみません、基本的なところで教えてください。調査の目的自体が違うのですけれども、従業員数を削除ということなのが、これは本社に一本化することによって、ある意味ではとてもぶれのない規模感というのが収集できるかと思えますけれども、この点について確認だけよろしく願いいたします。

○三浦厚生労働省医政局経済課長 厚生労働省でございます。従業員数を減らすことに関しましては、この項目自体が他の調査の数字をそのまま外挿できるものではないかと考えておまして、改めてこの調査の中でやることの必要性について、今検討しているという趣旨でございます。

○白波瀬委員 外装できるということは確認されているということでしょうか。マッチングは理論的にはできるのですけれども、少しは領域が違うので、実際のところで御検討いただければよいと思えますけれども、少しそこのところはよろしく願います。

○三浦厚生労働省医政局経済課長 ありがとうございます。そこは部会で慎重にご検討いただいた結果を踏まえまして、対応していきたいと思えます。

○西村委員長 では、今の件を含めて、産業統計部会で御審議をいただき、その結果について本委員会に御報告いただくこととしたいと思えます。川崎部会長、よろしく願いいたします。

調査事項の廃止の件は、結構よくやるのですけれども、難しい点です。問題が起こったときに廃止してしまったら、後で戻せないなので、そこは慎重な検討をよろしく願います。

○三浦厚生労働省医政局経済課長 どうもありがとうございます。総務省にもご協力をいただきながら、部会でご説明の上、ご検討いただきたいと思います。

○西村委員長 よろしく願います。

それでは、次の議事に移ります。諮問第107号「法人土地・建物基本調査の変更について」につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 引き続き、よろしく願いいたします。資料は2-1と2-2になります。資料2-2の諮問文にありますとおり、次は国土交通大臣から、法人土地・建物基本調査の変更について申請がございましたので、この承認の適否を判断するに当たって、委員の皆様のお意見をお聞きするものです。

先ほど同様、諮問の概要、今度は資料2-1で御説明いたしますので、よろしく願いいたします。まずスライドの1でございます。今回諮問する調査を含めて、土地や建物について調べる国の調査が幾つかございます。ですので、個別の説明に入る前に、関連する主な調査の役割分担、あるいは位置付けについて簡潔にイメージしていただきたく、スライドを追加しております。

図表は上下で、企業系の調査と世帯系、それから、左右で基幹統計調査と一般統計調査とを区分するマトリックスになっております。基幹統計調査につきましては、企業系についてこの調査、それから、世帯系につきましては、今後諮問が予定されている住宅・土地統計調査により詳細な情報が把握されている状況です。

この基幹統計調査2本は5年周期ということですが、これを補うものとして一般統計調査があります。企業系の方につきましては、資本金1億円以上の会社に対して、県別の土地の所有状況を見るという土地動態調査、それから移転登記のあった土地について代金や目的について見る、土地保有移動という調査があります。これら2本は毎年調査ということですので、5年周期の法人土地・建物基本調査を補う形になっています。

また、住生活総合調査ですが、これにつきましては、住宅・土地統計調査の対象から再抽出をして行う5年周期の調査、資料にもありますとおり、住まいに関する満足度等を調べる調査になっています。以上が、土地・建物についての主立った調査の体系ということでイメージしていただければ幸いです。

それでは、今回諮問いたします法人土地・建物基本調査について御説明をいたします。スライドの2になります。これは、5年周期ですので、前回の調査計画ということになります。法人の土地・建物の所有、利用取得といった状況について、詳細に把握する5年周期の構造調査ということで、統計部局ではなく、政策部局の土地・建設産業局が実施されています。報告者数は49万で、相当数ございますが、一定規模以上はしっ皆、それ以下は標本という組み合わせで行われています。

報告を求める事項、調査票につきましては、大きくA、B、2つに分かれていて、調査票Aはストック、つまり1時点における所有状況を聞くもの、調査票Bはフロー、つまり直近1年間における取得等の状況を把握するものとして構成されています。調査系統は2つに分かれていて、国土交通省直轄と都道府県経由に分かれています。国直轄につきましては、会社法人全体、それから、国所管の会社以外の法人を対象にしています。残りが県経由で行われています。手法は、郵送・オンラインで行われているところです。

以上が前回調査の概要になります。それでは、この調査結果の利活用ということで、スライドの3、3つにパーツを分けております。まず、他の統計の利活用ということで、国民経済計算や建築物ストック統計に利用されていることを挙げております。

また、行政上の利用としましては、土地税制に係る検討の基礎資料であるとか、あるいは、人口減少・少子高齢化に伴って、持っているけれども、なかなか利用できないという土地も増えているとのことで、このような土地の有効活用の施策に関する基礎資料としても使われているとのこと。

それから、3つ目の区分として、各種審議会であるとか、民間セクターの利用を掲げておきました。

それでは、今回どのような変更が予定されているかについて話を進めてまいります。今回予定されている変更は、資料のスライド4と5、こちらに記載された調査票の構成変更と調査事項の変更が少し行われるだけで、大規模な変更は予定されておられません。

まず、スライドの4で記載しておりますのが調査票の分割でございます。今までの調査の変遷につきましては、スライドの4の下半分に流れ図的に記載しております。前々回の平成20年におきましては、これは旧統計法の時代になりますが、本調査の前身である法人土地基本調査（指定統計調査）、それから、当時の統計報告調整法に基づく、いわゆる承認統計調査として2つの調査が行われていました。これが前回、25年の段階で1つに統合されて、その際、ストックに関する調査票Aと、フローに関する調査票Bということで再編されました。

そういうことで調査票2枚になったわけですが、今回、調査票Aに含まれていた特殊な用途の土地という部分について、単独の調査票として独立させ、3調査票の体制にするというものです。特殊な用途の土地とは何かということで、これはスライドの4の注にも記載しておりますが、電気業やガス業の業務用地、あるいは鉄道の線路用地といった、回答する業種がある程度限定されるというところです。このほかに道路用地といったものもあるのですが、前回調査においては誤記入が相当程度見られて、審査集計上にかなり手間取ったという御経験があるとのことでした。

そこで、調査票を明確に分割して、実際上の紛らわしさであるとか、あるいは、そもそも記入負担が生じないのであれば、無用の報告負担が発生しないように、誤解のないようにしようということで、調査票を分けるものでございます。これがスライドの4です。

それから、次、スライドの5で記載しておりますのが調査事項の見直しです。（1）の新設事項といたしましては、企業対象の調査における対応として一般的に求められております法人番号の追加、それから、土地活用の過去、それから将来に向けての状況把握の観点から、今後の保有予定であるとか、5年前の利用状況の追加といったものが予定されています。

（2）は選択肢の追加になります。高齢化の状況も踏まえて、土地や建物がどのように使われているか、これについて医療施設・福祉施設という選択肢なども追加をしていく。そうすることで、利用現況をより細かく見ていこうというものでございます。

また、（3）として記載しておりますのは、報告者の負担軽減のための様式の見直しということなのですが、具体的には回答欄を集約することで、記入量を減らすことを考えておられるところです。

今回の変更は以上のとおりですが、本調査につきましては、前回、5年前の答申時に課題が2つ付されています。最後のスライド6になりますけれども、今回の審議におきましては、この課題の確認ということも併せて行いたいと考えています。

まず1つ目ですが、前回3調査を統合して、それによって土地・建物について一体的に情報収集することになりました。土地・建物の利用現況について、少なくともよりの確な把握という観点から考えれば、さらなる改善の余地があるだろうということで課題が付されております。今回の計画でも、選択肢の追加等を予定されていますので、今回の諮問に先立って行われる試験調査というものも行われています。ですので、そういった結果も含めて、今回の調査事項の変更の審議の部分で、併せて対応の妥当性というところを確認していただければと考えています。

それから2つ目、パネルデータの作成です。こちら、同じ対象のデータを継続的に観察して、その推移を見るというものですけれども、政策利用や手法について検討しましょうということで、課題がついておりました。これにつきましては、確認事項のところでも触れておりますが、25年、前回の本調査と、それ以降の土地動態調査で対象となった企業におきまして、一定のパネル化が実施されていまして、利活用も始められているということもありますので、審議におきましては、こういったパネルデータが作られていて、こういった利活用がなされているかといったようなところを確認していきたいと考えているところです。

以上が、前回答申時の課題と確認事項になります。

以上が今回の諮問事項です。以上、よろしくお願い申し上げます。

○西村委員長 ありがとうございます。本件は、サービス統計・企業統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくこととしますが、ここで特段の御質問、あるいは御意見はございますか。

川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 これは、私の意見、希望として申し上げたいと思います。この調査は、日本の国のストックを調べる統計として大変大事だという認識はあるのですが、もう一方で、非常に負担の大きい統計であると思います。その意味で、これまででもいろいろな努力をされているのだと思いますが、さらに調査の回答の負担軽減の観点から、特に3つぐらいの観点から、是非今回の審議でも検討いただけたらと思います。

1つは、前回調査の結果の活用ということです。例えばよくプレプリント方式というのをいろいろな調査でやっておりますけれども、これではどこまでできるのだろうか。それが回答の負担軽減にどれだけ役に立つのだろうかという視点があろうかと思います。先ほど来、パネルデータの整備というお話がありましたけれども、特に土地・建物の所有については、ストックですから変化が、例えば経理項目などのデータに比べればフローベースのものより少ないはずですので、そのような意味で、そのようなデータをより有効に再利用することで回答負担の軽減、また、データのより正確な把握ができるのではないかと思います。その点、ひとつ、是非重視していただきたいと思います。

それから、2点目は、公開情報、あるいは公的情報の活用ということです。これは、この調査が始まったときから議論になっていると思いますけれども、不動産登記の情報が活用できないのかというのがあります。特に土地の所有などはそうだと思います。また、不動産取引についても、今たしか国土交通省がデータベースで1件1件公開したのがあると思いますが、そういったものを活用することはできないのか。

そのようにして、少しでも調査の負担軽減ができないだろうかと思います。その点、是非今回の改正の中で検討いただいて、もし今回対応できればしていただければ良いですし、難しいならば、引き続きの検討課題としていただけたらと思います。

それから、3点目が電子回答の関係です。この中では、かなり郵送・オンラインということで御説明がありましたけれども、私は直感的に考えまして、対話型で回答するようなオンラインというのは難しいところがあって、電子ファイルで提出していただくような格

好がおそらく現実には多いのだらうと思います。そのような意味で、電子ファイルでの回答をどのようにして合理的にやっていくかというのは、これまでも検討されていると思いますが、特に大規模な企業、大規模な土地保有者に対しては重要なことだと思いますので、その工夫をまた検討いただき、審議の中でも確認いただけたらと思います。以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

○澤村政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 いずれも重要な御指摘と考えております。本日御欠席の西郷部会長にもお伝えしまして、今御指摘の点については、部会審議の中でしっかりと確認し、可能であれば今後の方策等を検討してまいりたいと考えております。

○西村委員長 基本的な問題として、例えば、法人土地・建物、それから住宅土地・建物についてのいろいろな統計というのは統一的に見ないと、何を表しているのか分からなかったり、必要な情報が出てこなかったりということが起こるわけです。

そうすると、このような形で単発で個別の調査について諮問に対して答申をするというだけでは十分ではない可能性がかなり高くなってきていると思います。具体的には、特に法人土地・建物と住宅土地・建物のこの間の関係ですね。何を調査しているか、そして、それはどのような形で、逆に言えば、例えば地域でのマッチングはどうするかとか、そのようなことを考えていく必要があるのだと思います。

これをどのような形で対応していくのかというのは難しいことではあるのですが、部会審議の中でも考えていただきたいと思います。なぜそのようなことがある意味重要になってくるかという、国土交通省側は、今回の変更申請に先立って試験調査をやって、ある程度こうしようと決めてしまうわけです。そうすると、試験調査が終わった後で、それを変えてしまうということとはできない状況になるわけです。

ですから、このような大規模な調査の場合には、試験調査をやる前に、何らかの形で、統計委員会なり、部会なりが何らかの形で介在できるようなシステムを作っていないと、委員会による指摘のタイミングがずれてしまうということになりかねない。ですから、その辺のところも含めて、少し前倒しで考えていただきたいと思います。

○澤村政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 今回の部会でどこまで御議論できるか、また、西郷部会長と相談させていただきたいと思いますが、やはり1つの諮問というよりは、もっと大きな、今後どうしていけば良いのかみたいな、より中長期的の観点からの検討の課題かと考えているところでございます。

また、後段の方の試験調査等の情報提供に関しましては、一般統計調査として実施する場合には、総務大臣に承認申請が上がってまいりますので、何らかの形で前広に統計委員会の方にも情報提供をするような方策を考えてまいりたいと思います。ただし、試験調査を実施せずにヒアリング等で検討を考える場合もございますので、そこは少し今後の検討課題かと考えている次第でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。では、本件につきましては、今私の意見も含めまして、サービス統計・企業統計部会で御審議いただき、その結果について本委員会に報告いただくこととしたいと思います。

本日、西郷部会長が御欠席ですが、部会所属の野呂委員、宮川委員におかれましては、よろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。諮問第 108 号「住宅・土地統計調査に係る匿名データ作成について」につきまして、総務省統計局から御説明をお願いします。

○栗田総務省統計局統計調査部調査企画課長 諮問第 108 号住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成につきまして、資料 3 を基に説明をさせていただきます。資料 3 の表紙、諮問の公文書のかがみの次のページに、別紙、諮問の概要というところがございますので、そちらを御覧ください。

最初の柱書きにありますとおり、今回の諮問は平成 20 年及び 25 年住宅・土地基本調査について、匿名データの作成を行おうとするものでございます。1 にありますとおり、住宅・土地統計調査、我が国における住戸に関する実態、並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、住生活関連諸政策の基礎資料を提供するものでございます。5 年ごとに実施をしております。

2 にありますとおり、この調査につきましては、諮問第 13 号の答申によりまして、平成 5 年、10 年、及び 15 年調査の匿名データを既に提供してございます。今般、御審議いただきます平成 20 年及び 25 年の匿名データにつきましては、新たに調査された調査項目を盛り込んで作成することから、改めて諮問をお願いするところです。

次に、匿名データの作成方法について説明いたします。匿名データを作成するに当たっては、3 に掲げてございますとおり、レコードのリサンプリング、トップコーディングやボトムコーディング、識別情報の削除等といった、基本的にこれまで提供している匿名データと同様の匿名化措置を講じることとしております。

次に、4 としまして、匿名データの作成方法の主な変更点を挙げてございます。今回トップコーディング、ボトムコーディングの基準値を、データの有用性を高めるため、これまで全国一律の基準でやっておりましたが、こちらの都道府県別に設けることというように変更を考えてございます。また、平成 20 年及び 25 年調査で新規に把握された項目、及び調査項目の選択肢等が変更された項目につきましては、原則リコーディングせずに提供することと考えております。ただし、平成 25 年調査で新規に把握をされた、東日本大震災による転居及び東日本大震災による改修工事につきましては、個人情報の秘匿性確保の観点から提供しないということで考えてございます。

1 枚おめくりいただいて、別添 1 を御覧ください。1 では、別紙にも記載した作成方法の基本的な考え方について記載しておりますので、説明は割愛いたします。また、2 では、作成する匿名データの構成について記載してございます。調査本体の大きさは約 35 万世帯で、リサンプリング率が 10% となりますので、匿名データの標本の大きさは約 35 万世帯となります。

続きまして、資料別添 2-1 の表がございまして、この資料は、住宅・土地統計調査の匿名データの作成方法を、提供済みデータであります、左側にも記載してございますが平成 15 年調査と、それから今回作成する平成 20 年及び 25 年調査とで比較をした一覧表になります。詳細は先ほど説明したとおりの考え方で整理をするところです。

2枚おめくりいただきまして、別添2-2にお進みください。別添2-2、今回作成する平成20年及び25年住宅・土地統計調査の匿名データにおいて、トップコーディング・ボトムコーディングを行う項目の都道府県ごとの値一覧を付けてございます。トップコーディング・ボトムコーディングにつきましては、匿名データの作成提供に関するガイドラインに基づきまして、項目ごとに分布の上位と下位、それぞれから累積割合が0.5%になるようにコーディングをして基準値を設定しております。

初回の提供だった平成5年、10年及び15年調査におきましては、最も厳しい県に合わせて全国一律の基準値を設定しておりました。今回作成する平成20年及び25年調査につきましては、データの有用性を高めるため工夫をいたしまして、都道府県ごとにそれぞれの基準値を設けることとしたところです。

続いて、別添3から別添8まで資料が続いてございますが、こちら平成20年から25年調査、それぞれの調査の概要、調査票の様式、標本抽出、結果の推計方法といったものを付けてございますので、説明については割愛をさせていただきます。

最後に、一番最後のページについてございます別添9で、前回答申における「今後の課題」への対応を整理してございますので、こちらの説明をさせていただきます。前回の諮問第13号の答申は、住宅・土地統計調査のほかに、全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査といった調査を含む4調査を一括した答申でございました。

検討事項が3点ございまして、以下、順次説明いたします。対応策の1に記載してございますが、まず1点目が「複数の匿名データの作成の可能性についての検討」となります。匿名データにつきましては、各調査の開示ごとに1種類のファイルを作成してございます。ただ、分析ニーズとして、詳しく知りたい項目が利用者によって異なる場合などがございまして、その複数の種類の匿名データファイルを作成することが可能かという検討課題をいただいているところです。

こちらにつきましては、それぞれのファイルで十分な匿名化措置を講じることができるか、精査が必要でございますけれども、匿名レベルの考え方ですとか、具体的な秘匿方法など、基本的な検討課題がまだ多くございます。現在、平成22年の国勢調査の匿名データ作成の検討の中で、並行してこの課題につきまして分析を進めているところです。今回の住宅・土地統計調査につきましては、平成20年及び25年調査の匿名データの年次を追加することを優先しまして、複数の匿名データの作成については、今お話し申し上げました国勢調査の検討結果も踏まえた上で、次回検討することとしたいと考えています。

対応策の2点目が、「平成元年以前の年次拡張及び提供開始までの期間の短縮」となっております。まず、年次拡張につきましては、長期の時系列に資する遡った調査年次のデータにもニーズがあることは十分承知しておりますが、よりニーズが高いというのは、やはり新しい調査年次のデータかと承知しておりますので、より新しい調査年次のデータの作成を優先して、先んじて取り組んでまいりたいと考えております。

今回のこのような考え方から、平成20年調査に加えまして、25年調査と、2調査分をまとめて年次追加するということでお諮りさせていただいたところです。提供開始までの期間の短縮につきましては、住宅・土地統計調査を含みます5年周期で実施する調査につ

きましては、総務省統計局では、これまで経年により世帯の属性が変化して秘匿性が向上するということですか、あとは実施中の調査対象者が個人情報の秘匿性に懸念を持ってしまうような可能性といったことを考えまして、調査実施後5年以上経過したものを提供しておりました。ただ、今後につきましては、匿名データの有用性と個人情報の秘匿性の確保、双方の視点を踏まえつつ、提供開始までの期間の短縮について検討をしてみたいと考えてございます。

対応策の3つ目でございます。こちら「トップコーディング等が行われた変数の平均値等の整備」でございます。こちら、前回答申での御指摘を踏まえまして、トップコーディング等が行われた変数については、その統合された部分に関する平均、それと標準偏差を都道府県ごとに提供することとしたいと考えております。

以上が、今回予定している統計委員会の諮問内容となります。説明、以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。本件は匿名データ部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくこととしますが、ここで特段の御質問、あるいは御意見はございますか。

どうぞ、野呂委員。

○野呂委員 今回、トップコーディングの精緻化ということで、その論点とは少し違うのですが、別添9の対応策の2のところですか。今回、20年のデータも開示されるということですが、既に10年近くたっているわけでございます。秘匿性の問題もあるかと思うのですが、利用者の立場から、いつごろ開示されるかということが予測可能性になるようなルールも検討いただきますと、非常に助かるかと思えます。

○栗田総務省統計局統計調査部調査企画課長 総務省におきましては、前回の答申の21年4月に4調査一緒にいただいておまして、それ以降、提供に努めてきたところでございます。また、それ以外にも、国勢調査や労働力調査につきましても順次、検討、提供を行ってまいりまして、4調査につきましては、社会生活基本調査、就業構造基本調査につきましては調査項目の変更があるということで、そこでまた新たなニーズ追加も既にさせていただいたということで、今回、住宅・土地統計調査につきましても、調査事項の変更があったことも踏まえまして提供の検討をしているところです。

野呂委員の御指摘のとおり、早期の提供というところに取り組んでまいりたいと思います。先ほど説明申し上げましたとおりに、調査実施後5年以上たったものということで、今まで年次追加に努めてまいりましたが、その期間の短縮につきましても、今後、短縮化についての検討をより進めてまいりたいと考えております。

○野呂委員 少し質問の仕方が良くなかったのか分かりませんが、20年でしたら既に10年も経っており、5年の倍ぐらいかかっているわけです。利用者にとってみれば、いつになったら匿名データを利用できるかということが一定程度予測できるようなことを、ルールを明確にさせていただくと利用が増えるかと思ひまして、そのような審議もお願いしたいという趣旨でございます。

○栗田総務省統計局統計調査部調査企画課長 統括官室で作っていただいていますガイドラインの趣旨にも添って、早期化に努めたいと思います。

○野呂委員 少ししつこくして申し訳ないですが、25年の匿名データは、そうすると、いつになったら使えるのですか。

○栗田総務省統計局統計調査部調査企画課長 まず、今回の20年と25年の匿名データについて答申をいただきましたら、先んじて20年の調査の提供の準備に入りたいと思います。住宅・土地統計調査につきましては、次の調査実施、本体の実施は30年となってございますので、そちらの実査の恐らく後のタイミングになるかと思いますが、25年の調査の匿名データの提供をする予定でございます。

○川崎委員 私もこの部会に属しているので申し上げたいと思います。作成を担当する部局の問題と、ルールセッティングの問題と、両方あると思うので、私は部会長とも御相談しながら、このルールセッティングの問題も併せて議論させていただいたら良いかと思えます。今の野呂委員の御指摘は大事に受けとめて、審議の中でできたらと思っております。

○西村委員長 ありがとうございます。

追加的に何かございますか。では、本件については、今の御意見も踏まえまして匿名データ部会で御審議いただき、その結果について本委員会に御報告いただきたいと思えます。北村部会長、よろしく願いいたします。

次に、資料4-1にあるとおり、今回諮問されました「薬事工業生産動態統計調査の変更について」及び「住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について」に関する審議に参加いただくために、専門委員の5名の方が、本日10月26日付で任命されております。統計委員会令第1条第2項の規定により、部会に所属すべき専門委員は委員長が指名するとされておりますので、資料4-2のとおり、それぞれ指名させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。国民経済計算体系的整備部会の審議状況につきまして、宮川部会長から報告をお願いいたします。

○宮川委員 それでは、私から国民経済計算体系的整備部会の審議状況を報告いたします。前回報告した後、昨日、第7回部会を開催いたしまして、4つの議題につきまして審議をいたしました。まず初めに、SUTタスクフォースに関する今後の進め方について報告いたします。SUTタスクフォースは、当面、課題1の基準年SUT産業連関表の基本構成の大枠と、課題2の5分野の統計整備について、四半期にそれぞれ1回ずつ、具体的には本年中に1回ずつ、来年1-3月期にもう一回ずつ審議する予定にしております。

課題1は、基準年SUTと中間年SUTの基本構成の大枠を確定させる2019年3月末を当面のマイルストーンとして、まずは実施府省や報告者からの実情聴取や、データ分析に着手し、その結果を受けて内閣府から要望を提示、さらに、それを受けて基本構成の大枠を決定という3段階の流れで作業を進めてまいります。データ分析などの報告は来年の3月、内閣府からの要望提示は来年の8月をめどとしております。

課題2につきましては、2019年6月の産業連関表の公表を当面のマイルストーンとして、12月の会合において具体的なスケジュールを提示すべく、現在事務局と関係府省が精力的に調整を進めております。

次に、国民経済計算の四半期推計における需要側統計と供給側統計の統合比率の見直しについて、報告いたします。本件につきましては、本年4月19日の国民経済計算体系的整備部会、第3回におきまして審議され、QEと年次推計の乖離が最小化されるような統合比率の同質方法を開発する方針となり、具体的検討結果が得られた段階で、内閣府から御報告をいただくことにしております。

その後、内閣府において具体的な検討結果が得られ、本年12月8日公表予定の平成29年7-9月期2次QEから新たな統合比率を反映する予定ということで、その前に検討結果を御説明いただきました。検討結果の詳細は資料5-1にあります。その要点は2ページに記されております。推計につきましては、いわゆる需要側統計と、それから供給側統計の比率を前年比で見、過去報との乖離率が一番少なくなるような比率を求めたということです。それについての推計の定式化については3ページに記載されております。

2ページを御覧いただいても分かりますように、乖離幅はわずかながらではありますが、改善しているとの報告がございました。この報告を受けまして、関根委員ほか、多くの委員から代替的な推計方法の提案と様々な御指摘、御意見がございました。これを踏まえ、国民経済計算体系的整備部会としましては、次の2点を整理いたしました。

第1に、小幅ながらも乖離幅の縮小が期待されることから、本年12月より新しい統合比率を適用すること自体は、適当と整理いたしました。しかしながら、第2点でございしますが、ほかにも複数のアプローチによる検討が必要ではないかという指摘がございましたので、統計委員会としても、しかるべき場において統合比率の適切性、頑健性について改めて検証する場を設けるといいます。

このうち、後者につきましては、内閣府自身の追加検討に加えて、内閣府から基礎データの提供を受けた委員会の先生方の検証結果を持ち寄って議論すると。これを通じて、所要の対応を整理して、次期基準改定よりも早い時期に更なる改善の方向性を目指していくことにいたしました。

次に、国民経済計算体系的整備部会中間取りまとめにおいて、保留とされた事項について報告いたします。昨日の部会では、保留とされた事項のうち平成29年度中に実施とされた課題と、生産物分類の構築について取組の状況を確認し、次期基本計画への掲載の要否を整理いたしました。昨日取り上げた課題は9件ございますが、このうち4件については実施済み、ないし年度内実施が確実と見込まれると整理し、基本計画には記載しないことにいたしました。

残り5件の課題につきましては、確実な実施は見通せない、あるいは、更なる検討作業が必要と見込まれるなどの理由から、次期基本計画に掲載する、ないし関連課題として再整理することにいたしました。これらの課題のうち、特に消費者物価指数における家賃の品質調整につきましては、参考指数の公表を目標として検討を更に進めるという課題を設定することとなりました。また、実施府省に対して、検討作業を強化加速すべく、委託研究の活用などを視野に入れて体制を整えることを併せて要請いたしました。そのほか、文章表現を修正、調整すべき課題について、別途整理、検討することで部会の了承を得ております。

最後に、基本計画に関する今後の審議事項の整理について御報告といえますか、御提案がございませう。9月の基本計画部会で国民経済計算体系的整備部会と経済統計ワーキンググループとの間で整理の上審議することとされたことを受け、本部会の審議結果の中間取りまとめで判断を留保した事項等、まだございませうが、これの今後の審議先を提案し、了承されました。具体的にはお手元の資料5-2、5-3のとおりです。まず5-2でございませうが、緑色で表示してございませう、資料5-3では6番のところ等でございませうが、ビジネスサーベイなど、産業関連統計については、経済統計ワーキンググループとの合同部会を開催して審議することといたします。

そして、次に水色ないし黄色で表示してございませう。一部の審議事項を経済統計ワーキンググループないし、基本計画部会に移管することを本委員会に提案をいたします。これらは課題の性格上、国民経済計算体系的整備部会単独での審議より、他のワーキンググループとの合同審議、あるいは、他のワーキンググループないし部会による審議が適当と考えられるため、このような提案となりました。私からの報告は以上でございませう。

○西村委員長 ありがとうございます。国民経済計算体系的整備部会の委員の皆様におかれましては、非常に多くの課題に関して審議いただきまして、ありがとうございます。いずれも審議結果としては適当と考えてございませう。特に最後の御提案については、もし皆様に御異存がなければ、その形でお願いしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 ありがとうございます。いずれも審議結果としては適当と考えるのですが、幾つか私の感想及び私の要望を述べたいと思ひます。

まず、SNAの統合比率ですが、部会長からの御報告にもありましたが、小幅ながらかい離の縮小が期待されることから、今回は検討結果に従って統合比率を見直すということ自体に異論はありません。ただし、依然としてそれなりの大きさのかい離が残るという印象があり、これをどのように説明するかということについては、やはりかなり難しい問題があるということだと思ひます。

さらに、多くの委員から、様々な御指摘、御意見があったとお聞きしてございませう。そのため、統計委員会としても、しかるべき場において統合比率の適切性、頑健性について改めて検証すると。そのために、内閣府から委員会への基礎的なデータの提供を含めて所要の対応をするということをしてございませう。この点については、内閣府、それから事務局は速やかに対応するようにお願いしたいと思ひます。

特に、原則をはっきりさせておきたいと思ひます。やはり、少なくとも統計委員会の中では、データを扱うケースの場合には、データの共有ということが非常に重要であります。そして、そのデータの共有はできるだけ早く行う、そして、それですべてできるだけ早く分析を可能にするようにしたいということ。

それから、データはいろいろなものがあるのですが、データをぼんと出されても困ることもありますので、そのデータに関する問い合わせについては、真摯に対応していただきたいと考えてございませう。

そのような意味で、今回のこの結果といいますか、国民経済計算体系的整備部会の議論は、エポックメイキングだと私は思います。そのようなことを含めて、内閣府側の方も十分な対応をお願いしたいと思います。

それから、これは単純に、今回は内閣府の問題ですが、これは内閣府だけではなくて、ほかの統計についても同じことがあるわけですから、そのような形で、統計委員会の場でデータを共有し、かつデータを速やかに提出していただいて、必要な分析をし、それにおいてできるだけ早期の形で結論を得て、それを実装していくという形の新しいやり方を定着させていきたいと考えています。

委員の先生方におかれましても、本件の分析や御提案の協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。それから、データの共有のことなのですが、基本は統計委員会の中できちんと考えていきたいと考えています。世界的なデータのいわば開示という方向を考えていくと、将来的の話になりますが、将来的にはデータの開示ということも考えていかなければいけないのではないかと考えていました。

ただし、現在のところは統計委員会の中で、いろいろな形でデータは、不用意に出すと、不用意に使われてしまうこともありますので、そのようなことを含めて、今後どのような形でデータの提供を出していくかということについては、ここできちんと考えていきたいと考えております。

次に、SUTタスクフォースですが、12月末までに作業計画を取りまとめることで、しっかりとした実効性の高い計画になることを期待しております。これも、不確定な要素も多いと思われまますので、走りながら考えているという状態だと思います。そのようなことから考えますと、ある程度の思い切りが多分必要になってくるのだらうと思います。

それから、一度認めたら、見直しは認めないという性格のものであってはならないと考えています。むしろ計画状況を踏まえて、随時計画を見直していく姿勢が不可欠だらうと思います。関係府省及び事務局は、引き続き精力的な検討をお願いしたいと思います。

最後に、消費者物価指数における家賃の品質調整ですが、この問題は非常に難しい問題であることは改めて実感した次第であります。経年変化と、住宅の品質向上分の混在というかなり重要な問題があるのですが、それを現在のデータでしっかりとそれを分離することはほとんど不可能ですから、逆に言えば、100点満点の結論を何とか得ようということよりは、割り切りのもとで、現状よりは実勢に近い推計値が得られる形で、現実に対応するのが望ましいのではないかと考えております。

しかし、将来的には、例えば調査項目を変えていくなり何なりで、新しい品質の変化というものを捉えるような形のものに持っていくことは考えられるのですが、それはそもそもそういったことが可能かどうかを含めて、かなり難しい問題ではあります。そういう意味で、統計局においては体制の強化を含めて検討を加速するという形をお願いしたいと思います。特に、この問題に関しては、ユーザー面の非常に高い関心がありますので、しっかりとした結果を出していくことが必要だと思います。次期基本計画の成果として、消費者物価指数の次回の基準改定において、家賃の品質調整を反映した参考資料が公表されることを強く希望しております。

私からは以上です。関係府省、つまり内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省、何か御発言があれば、お願いいたします。

どうぞ、統計局。

○**総務省統計局** 総務省でございます。まず、基礎統計の改善については、しっかり我々、取り組んでまいりたいと思います。それから、特に消費者物価指数における家賃の品質調整につきましては、扱いが非常に難しい問題ではございますけれども、ユーザーの方々をはじめとする関係者の方々の御関心に応えられるよう、次期基準改定に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。皆様には、何とぞ御指導賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○**西村委員長** ほかにございますか。どうぞ、中村委員。

○**中村委員** 需要側推定値と供給側推定値の統合値について、改めて検討する場を設けるという点についてであります。統計委員会がそのような統計データの推計方法やデータの検証作業の役割を担っていくことは意義があると思います。

ただ、一般論でありますけれども、その信頼性を確保するためには、第三者機関として予断なく客観的に検証が行われていることが担保される仕組み、あるいはルールが必要だろうと思われまます。この件につきましては、責任ある担当部局が最善と考えられる方法により検証した結果がこちらでありますので、私としては、これは受け入れてよろしいのではないかと。あと、データを共有することによっていろいろな推計結果が出てきて、それをこの場でどう議論するのかと。かえって議論が混乱するように思われまますので、私としてはそう申し上げたいと思います。

○**西村委員長** 分かりました。今の件について、ほかに御意見ございますか。

はい、どうぞ、関根委員。

○**関根委員** 私自身としましては、統計作成メーカーの方々が非常に高いモラルを持ってしっかりと分析されていることに対しては、全く疑いを持ちません。それはそのとおりだと思っています。ただ、その一方で、私ども統計委員会の委員の立場として、やはり見直し内容を十分に理解して、責任を持ってその検証結果、分析結果についてアクセプトしたいという気持ちも真摯に持っております。そういう意味におきまして、やはり、いかように大丈夫、任せてくれと言われましても、そのときにキーとなります情報は、やはり見せていただき審議をしていくことが必要ではないかと思ひます。

その中にはデータというエレメントは抜かすことはできないのではないかと思ひます。このようなことを通じまして、実際に頑健性が検証されれば、それ自身は非常に望ましいことでもありますし、是非そういう結果が出るようになってくれればと切望しております。以上です。

○**西村委員長** ありがとうございます。追加的に、何か御意見。

北村委員、どうぞ。

○**北村委員** 私も昨日議論させていただいたのですけれども、自分自身がよく分かっていなかったのも、いろいろなことを言ったのだと思うのですが。基本的にいろいろ出てきた結果を統計委員会としては、レフリーのような形で判断するわけですから、最終的には、

もちろん書いた著者がベストな結論を出して報告していただくことで構わないと思うのですが、レフリーとしてはどのようなプロセスで、どういう計算をしているかというのを十分理解した上で合意を得たいと思いますので、もう少しデータを提供していただきなり、計算方法なりを説明していただきたいという意味でお伝えしたということです。

○西村委員長 はい、どうもありがとうございました。

ほかに御意見、ございますか。今の御意見は全部こちらで受けとめさせていただきまして、今後の運営の仕方に反映させていただきます。まだいろいろなものが流動的ですし、統計委員会の中に、そのものにおいても、このような問題をどのような形で対処するかは、まだ制度もできているわけではありませんので、流動的ですので、そのような中でベストプラクティスはどうしたらいいのかということは、これから考えていきたいと考えています。

ただし、やはりデータの、少なくとも検証可能性は非常に重要だと思いますので、そういう意味で特に今後を含めて、特に世界標準としての対応をするということからすると、きちんとしたデータを出していただいて、検証をし、最終的に担当部局によって説得されるのなら、それが一番いい形だと思います。

いずれにしろ、まだデータが出ていない段階ですので、何とも言いがたいということがあります。今回はこの形で作業していただいて、そして、このような形になるということはここでは承認するわけですが、今後のことについては比較的早い段階でやっていきたい。そして、その中で、どのような形でやっていくことがベストプラクティスとして望ましいのかということを組み立てていきたいと考えています。

特に御質問はございますか。

それでは、本日用意しました議題は以上です。

次回の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は11月21日、火曜日の10時から開催する予定です。具体的な場所も含め、詳細につきましては別途御連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第115回の統計委員会を終了いたします。ありがとうございました。